

仙台市交通局規程第十六号

仙台市交通局高速鉄道事業用自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市交通事業管理者 吉野 博明

仙台市交通局高速鉄道事業用自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

仙台市交通局高速鉄道事業用自家用電気工作物保安規程（昭和五十九年仙台市交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(保安業務組織)</p> <p>第五条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に係る業務（以下「保安業務」という。）を執行する組織構成は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、管理者が別に定める。</p> <p><u>2 保安業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、鉄道管理部総合指令所及び電気課に配置する。</u></p> <p>(提出書類等の整備)</p> <p>第二十六条 所管官庁、電力会社等に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写しを永久に保存するものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(実施細目)</p> <p>第二十七条 [略]</p>	<p>(保安業務組織)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統並びに保安業務に従事する者（以下「従事者」という。）の配置は、管理者が別に定める。</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>(提出書類等の整備)</p> <p>第二十六条 所管官庁、電力会社等に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写しを保存するものとする。</p> <p><u>(サイバーセキュリティの確保)</u></p> <p>第二十七条 管理者は、電気工作物の保安を確保するため、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(実施細目)</p> <p>第二十八条 [略]</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局鉄道技術部電気課)